

京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 180 号

京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、土地の有効な利用に寄与する優良再開発建築物を建築する者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第5号中「で、第5条の規定による協議が整ったもの」を削る。

第3条を次のように改める。

(交付の目的)

第3条 補助金は、市街地の環境の整備及び改善を図るとともに、良好な市街地住宅の供給に資することを目的として交付する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、本市の区域内における事業で、市長が適当と認めるもの（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う施行者とする。

第6条から第10条までを次のように改める。

(交付の申請)

第6条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業に着手しようとする日の30日前の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、優良再開発建築物整備促進事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 年度別事業計画内訳書
- (3) 申請額算出調書
- (4) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた施行者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、優良再開発建築物整備促進事業変更承認申請書(第2号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、優良再開発建築物整備促進事業中止・廃止承認申請書(第3号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(定期報告)

第8条 交付決定者は、補助事業に着手したときは、次の各号に掲げる月の経過後、速やかに、当該各号に掲げる報告書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 6月、9月及び12月 優良再開発建築物整備促進事業遂行状況報告書（第4号様式）

(2) 3月 優良再開発建築物整備促進事業年度終了実績報告書（第5号様式）
（実績報告）

第9条 条例第18条第1項に規定する報告書は、優良再開発建築物整備促進事業実績報告書（第6号様式）とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金精算調書
- (2) 補助金受入調書
- (3) 事業実施状況調書
- (4) 事業完了状況を撮影した写真
- (5) その他別に定める書類

（補助金の概算払）

第10条 市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の一部について概算払をすることがある。

2 交付決定者は、前項の概算払を受けようとするときは、優良再開発建築物整備促進事業補助金概算払請求書（第7号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第11条及び第12条を削る。

第13条の見出し中「及び補助建築物の所有者等」を削り、同条中「（以下「交付決定者等」という。）」、「（以下「補助建築物」という。）」及び「（以下「所有者等」という。）」を削り、「事業」を「補助事業」に、「当該補助建築物」を「当該優良再開発建築物」に改め、同条を第11条とする。

第14条及び第15条を削り、第16条を第12条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中「補助金交付申請書」を「優良再開発建築物整備促進事業補助金交付申請書」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則第6条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改め、同様式注を削り、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

優良再開発建築物整備促進事業変更承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則第7条第1項の規定により変更の承認を申請します。	
事業の名称	事業
事業の実施場所	京都市 区
交付決定日及び決定番号	年 月 日 号
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

第3号様式から第6号様式までを削る。

第7号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中「事業中止承認申請書」を「優良再開発建築物整備促進事業中止承認申請書」に改め、
「記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同様式注2中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同様式を第3号様式とする。

第8号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式注以外の部分中「事業遂行状況報告書」を「優良再開発建築物整備促進事業遂行状況報告書」に改め、「記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「第9条」を「第8条」に改め、同様式を第4号様式とする。

第9号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に、「年度終了実績報告書」を「優良再開発建築物整備促進事業年度終了実績報告書」に改め、「記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「第9条の」を「第8条の」に改め、同様式を第5号様式とする。

第10号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中「完了実績報告書」を「優良再開発建築物整備促進事業実績報告書」に改め、「記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則第10条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「事業が完了したこと」を「実績」に改め、同様式注中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同様式を第6号様式とする。

第11号様式中「第12条関係」を「第10条関係」に、「補助金概算払請求書」を「優良再開発建築物整備促進事業補助金概算払請求書」に改め、「㊟」を削り、「京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則第12条第2項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項」に改め、同様式を第7号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則第7条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市づくり推進課)